

## オリエンタル白石 安全・環境協議会 慶弔見舞金細則

(目的)

第1条 この細則は、オリエンタル白石安全・環境協議会(以下、「本会」という)会則第19条に基づき、本会における祝い金・見舞金・弔慰金について定めることを目的とする。

(見舞金・弔慰金)

第2条 本支店協力会社役員に対する見舞金・弔慰金は、以下による。

[災害見舞金]

労働災害以外の災害等の見舞金を会長・副会長の協議により、最高限度額  
¥100,000円以内で支給することが出来る。

[弔慰金]

会長・副会長の協議により、最高限度額¥50,000円以内で支給することが出来る。

[傷病見舞金]

会長・副会長の協議により、最高限度額¥30,000円以内で支給することが出来る。

[祝い金]

叙勲等のお祝い事については、会長・副会長の協議により、最高限度額  
¥50,000円以内で支給することが出来る。

付 則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。